



**多様な人が、より気軽に相談できるように
法律相談体制を拡充します！**

令和4年7月19日
区長記者発表

現在の法律相談体制と相談件数

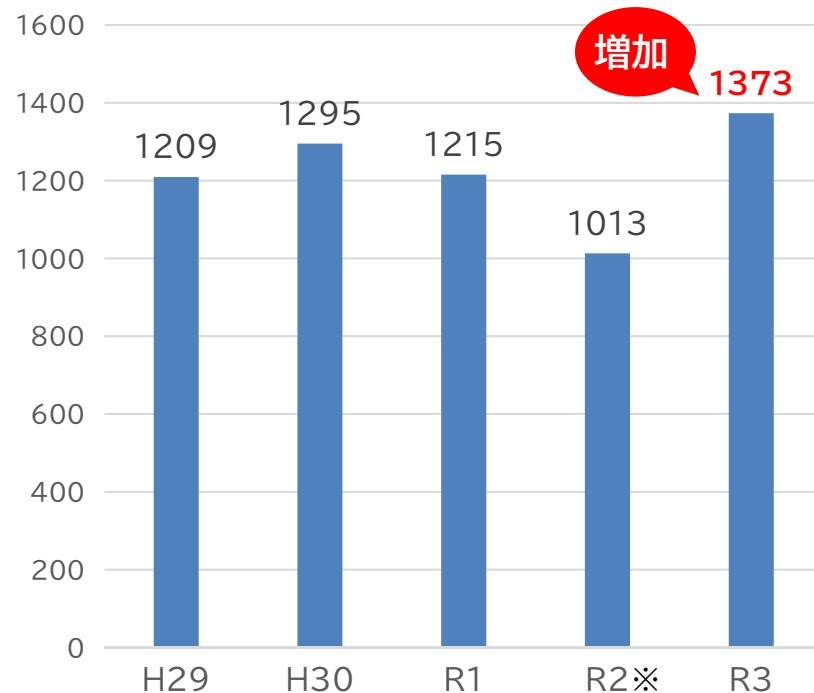
区では、生活全般の法律問題について、区民が弁護士に相談できる仕組みを整備！



また、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として対面以外の相談ツールにも対応！

- 令和3年1月 電話相談を開始
- 令和3年10月 オンライン相談を開始

利用しやすい法律相談体制の整備を推進！



過去5年間の相談件数の推移

※令和2年4月8日～5月30日は相談受付を休止

法律相談体制拡充の背景

1 電話とオンラインでの相談を開始したことで、相談方法の選択肢が増えて利便性が向上したため、相談件数は増加傾向。

➤➤ 相談時間帯を拡充し、日中お勤めの方などにも利用いただけるように！

2 港区は人口の約8%にあたる約2万人が外国人。

➤➤ 外国人の方が相談しやすくなるように！



3 令和元年12月1日に「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行。

➤➤ 聴覚に障害を持つ方に、より適切に対応できるように！

相談件数の増加や様々な立場の方の利用を考慮し
令和4年9月から法律相談体制を拡充して、さらなる利便性の向上を図る！

拡充内容

相談時間帯の拡充

毎週水曜日
午後5時～7時の
相談受付を開始



英語通訳者の常駐

外国人の方が
相談しやすくなるよう、
英語通訳者が常駐

手話通訳士の対応

相談者が手話通訳を
必要とする場合、
東京手話通訳者
派遣センターに
派遣を依頼



	現在	令和4年9月～
相談方法	対面、電話、オンライン	対面、電話、オンライン
相談日時	月・水・金曜 13時～16時	月・水・金曜 13時～16時 水曜 17時～19時
対応言語と 1人あたりの対応時間	日本語・25分	日本語・25分 英語・50分 手話・50分

都内23区中 **港区だけ!** ① 夕方以降の時間帯の英語・手話相談 ② オンラインでの英語相談